

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市企業管理者より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 14 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊
飯塚市監査委員 瀬 戸 元

- 1 措置を講じた部署 企業局 企業管理課、上水道課、下水道課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

企業管理課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 飯塚市企業局水洗便所等改造費補助金について</p> <p>飯塚市企業局水洗便所等改造費補助金を周知するために、飯塚市ホームページに制度を掲載しているが、掲載されている飯塚市企業局水洗便所等改造費補助金交付要綱（平成 31 年飯塚市企業局告示第 7 号）を確認したところ、最新の要綱に更新されていなかった。</p> <p>市民に対して制度を周知するものであるため、要綱等の改正を行った場合は、最新の情報に更新を行うこと。</p>	<p>2 月 3 日にホームページを最新の交付要綱に変更し掲載した。</p> <p>今後は遺漏のないようホームページは最新の情報に更新を行う。</p>
<p>2 飯塚市企業局工事請負等業者選考委員会の答申について</p> <p>飯塚市企業局工事請負等業者選考委員会規程（平成 18 年飯塚市企業管理規程第 13 号）第 8 条において、「委員長は、会議の審議結果を企業管理者に答申しなければならない」旨が規定されている。</p> <p>しかしながら、飯塚市企業局工事請負等業者選考委員会（以下「委員会」という。）は、企業管理者に答申を行う際に、委員会の名称中「工事請負等」を「工事請負」と記し、「飯塚市企業局工事請負業者選考委員会」として審議結果を答申していた。</p> <p>今後は、同規程に基づき、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>答申書中、委員会の名称を「飯塚市企業局工事請負等業者選考委員会」と修正を行った。</p> <p>今後は、同規程に則り、適切な事務処理を行う。</p>
<p>3 文書管理について</p> <p>(1) 配布文書等の処理について</p> <p>飯塚市企業局事務取扱規程（平成 18 年飯塚市企業管理規程第 3 号）第 8 条によれば、「文書の收受、発送、保管その他取扱いについては、飯塚市文書管理規程の例による。」と規定されている。</p> <p>また、飯塚市文書管理規程（平成 24 年飯塚市訓令第 4 号）第 21 条第 2 項第 2</p>	<p>指摘のありました公文書に記載すべき、文書分類、保存期間、公開区分等が未記入だったことについて、直ちに修正及び記載し、是正を行った。</p> <p>今後は飯塚市文書管理規程等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

号によれば、「収受登録した配布文書等には、受付印を押印し、及び供覧・決裁欄を設けた上、次の掲げる事項を記入し、及び設定すること。」、同号イによれば、「供覧・決裁欄 所管課及び係の名称に関する事項、文書分類及び保存期間に関する事項、情報公開区分に関する事項、回覧の種別（供覧又は決裁の別）及び決裁欄の設定（合議欄を含む。）」と規定されている。

しかしながら、公文書に記載すべき、文書分類、保存期間、公開区分等が未記入になっているものが見受けられた。

今後は、同規程を遵守し、適切な事務処理を行うこと。

(2) 文書の情報公開区分について

飯塚市情報公開条例（平成 18 年飯塚市条例第 10 号）第 2 条において、企業管理者は同条例の実施機関とされ、同条例第 3 条第 1 項では、「実施機関は、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」と規定されている。

また、同条例第 8 条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第 1 号は個人に関する情報、同条第 2 号は法人に関する情報が規定されており、飯塚市情報公開条例解釈運用基準にはその詳細が示され、法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。

しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由が記載されていないものが見受けられた。

今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。

文書管理における情報公開区分が誤っていた文書及び部分公開否理由が記載されていない文書については、直ちに修正及び記載し、是正を行った。

今後は、飯塚市情報公開条例等に基づく適切な文書管理を行う。

上水道課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
1 文書管理について 飯塚市情報公開条例（平成 18 年飯塚市	指摘のありました情報公開区分に

<p>条例第 10 号) 第 2 条において、企業管理者は同条例の実施機関とされ、同条例第 3 条第 1 項では、「実施機関は、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」と規定されている。</p> <p>また、同条例第 8 条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第 1 号は個人に関する情報、同条第 2 号は法人に関する情報が規定されており、飯塚市情報公開条例解釈運用基準にはその詳細が示され、法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。</p> <p>しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由が記載されていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>について見直し、修正を行った。</p> <p>今後は、飯塚市情報公開条例に基づき、適切な事務処理を行う。</p>
--	---

下水道課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 決裁について</p> <p>飯塚市企業局事務取扱規程(平成 18 年飯塚市企業管理規程第 3 号)別表第 1(第 4 条関係)によれば、「1 件 100 万円以上の委託業務及び修繕業務検査報告に関すること」は、次長専決事項とされている。</p> <p>しかしながら、100 万円以上の委託業務検査報告を課長決裁としているものが見受けられた。</p> <p>今後は、同規程に基づき適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>飯塚市企業局事務取扱規程(平成 18 年飯塚市企業管理規程第 3 号)別表第 1(第 4 条関係)を確認するように課内に周知を行った。</p> <p>今後は、飯塚市企業局事務取扱規程に基づき適切な事務処理を行う。</p>
<p>2 飯塚市企業局小型浄化槽設置整備事業補助金について</p> <p>飯塚市企業局小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(令和 3 年飯塚市企業局告示第 6 号)第 6 条によれば、「申請者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。」と規定され、添付書類として同条第 6 号に「小型浄化槽機能保証登録証」が掲げられている。</p>	<p>指摘のありました、飯塚市企業局小型浄化槽設置整備事業補助金について、告示に則った補助金交付申請書に様式を修正し、令和 7 年 2 月 13 日にホームページに修正した様式の掲載を行った。</p> <p>今後、様式の変更並びにホームペー</p>

<p>しかしながら、飯塚市のホームページに掲載されている補助金交付申請書の様式は、同要綱改正前の条項及び文言が使用されたままになっており、「飯塚市企業局浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。」、添付書類欄には「小型合併処理浄化槽機能保証登録証」と記載されていた。</p> <p>早急に同告示に則った補助金交付申請書の整備を行うとともに、今後は要綱等改正時には、様式に記載している条項等の見直しも行うこと。</p>	<p>ジは遺漏のないよう最新の情報に更新を行う。</p>
<p>3 文書管理について</p> <p>飯塚市情報公開条例（平成18年飯塚市条例第10号）第2条において、企業管理者は同条例の実施機関とされ、同条例第3条第1項では、「実施機関は、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」と規定されている。</p> <p>また、同条例第8条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第1号は個人に関する情報、同条第2号は法人に関する情報が規定されており、飯塚市情報公開条例解釈運用基準にはその詳細が示され、個人の住所及び法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。</p> <p>しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由が記載されていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>指摘のありました情報公開区分について見直し、修正を行った。</p> <p>今後は、飯塚市情報公開条例に基づき適切な事務処理を行う。</p>